

第32回社会福祉士・第22回精神保健福祉士 国家試験

受験対策 web 講座

児童や家庭に対する支援と 児童・家庭福祉制度

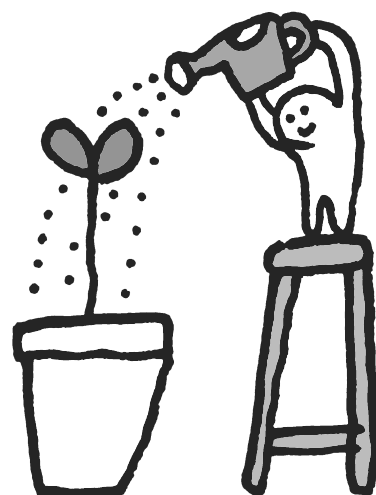
南野 奈津子（東洋大学）

- ・ 東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科子ども支援学専攻 教授
- ・ 資格 社会福祉士
- ・ 学歴・職歴等

ワシントン大学社会福祉大学院（George Warren Brown School of Social Work in St. Louis）
社会福祉学研究科修士課程修了（社会福祉学修士）。児童養護施設での児童指導員、外国人支援
を専門とする社会福祉法人のソーシャルワーカー、専門学校・短大・大学の教員等を経て現職。

- ・ 専門分野：児童家庭福祉、多文化ソーシャルワーク

- ・ 受験生への一言：地道な努力がかならず結果につながります。
「二度とこういう勉強の仕方はしたくない」という気持ちをも糧に頑張ってください。
応援しております。

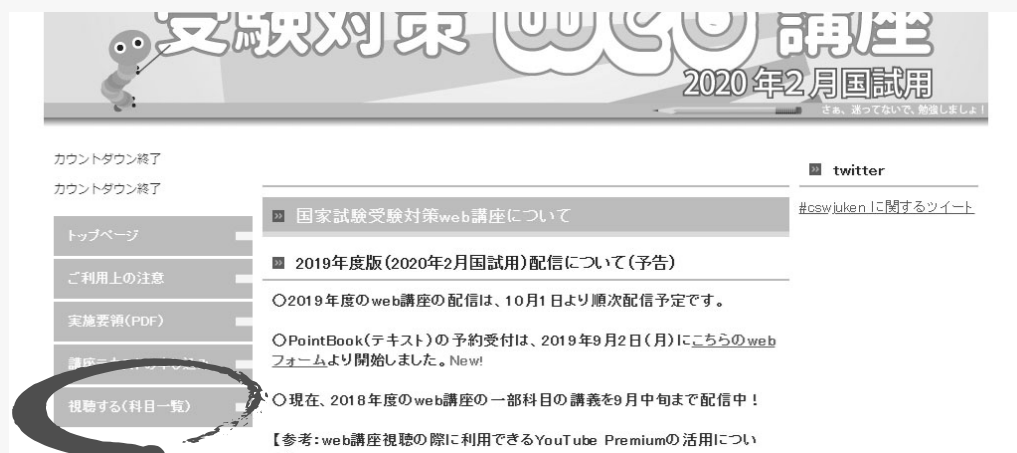


受験対策 web 講座



アクセス用 QR コード

- ① 日本ソーシャルワーク教育学校連盟
ホームページに開設されている『社会福祉士・
精神保健福祉士国家試験受験対策 web 講座
特設サイト』にアクセスしてください。
- ② ホームページの左側にある【視聴する（科目一覧）】各科目名をクリック
すると、該当科目の講座映像が視聴できます。



- ③ このページ下部の『web 講座の利用について』『ご利用の前に』をよく
お読みの上、視聴してください。

受験対策 web 講座の 利用について

本連盟がこの web 講座映像配信で利用している動画配信サイト【YouTube】は、利用規約により、講座映像の商用利用を禁止しています。

この web 講座を、パブリックビューイング形式（独自に会場等を設定して講義映像を放映し、複数の方が視聴すること）で利用する場合、参加費等の費用を視聴者から徴収することはできませんのでご注意ください。さらに、受験対策 Point Book をコピーして配布することは、固く禁じます。

なお、【YouTube】の利用規約に違反し、損害賠償や訴訟等法的措置が講じられた場合は、当該違反者がその責任を負うものとし、本連盟は一切の責任を負いません。

ご利用の前に

- 『受験対策 web 講座』映像や『受験対策 Point Book』は、国家試験直前の受験対策として本連盟が作成しています。『受験 web 講座』映像や『受験対策 Point Book』は、必ずしも国家試験の合格を保障するものではありませんので、各自の判断によりご利用ください。web 講座映像や受験対策 Point Book の視聴・購読によって、視聴した者及びその関係者が不利益を被った場合も、本連盟及び当該科目担当講師は一切責任を負いません。
- 本講座では、個人からの講義内容に関する本連盟及び講師への意見・質問・疑義照会は受け付けておりません。
- 『受験対策 Point Book』は、各講師が国家試験までに最低限押さえておくべきポイントを絞って作成しています。講義内で口頭のみで説明している内容は、各自調べて理解を深めてください。
- 『受験対策 web 講座』映像や『受験対策 Point Book』の内容に万が一訂正があった場合は、特設サイト内の当該講座の視聴ページに訂正・補遺を掲載します。
- 『受験対策 Point Book』の点訳資料及び講義映像内の字幕・手話通訳はご用意できません。
- 乱丁・落丁本はお取り替えしますので、現物を着払いでご返送ください。

I. 本科目の必要性

本科目は、児童の権利、児童・家庭福祉制度の発展過程、児童・家庭の生活実態と社会情勢、および福祉需要の実際（子育て、一人親 家庭、児童虐待及び家庭内暴力を含む）について理解し、相談援助活動において必要となる児童・家庭福祉制度を理解することを目的としており、子どもの権利保障の理念に基づき、実際の制度や支援を活用して子どもの権利擁護につながる支援について理解することが求められる。

II. 科目の概要と出題傾向

本科目では、以下の項目に関する理解が問われる。

- ・児童福祉の理念・定義
- ・児童福祉の歴史的変遷
- ・児童福祉に関わる専門機関と運営体制
- ・各領域における現状及び制度・サービス

母子保健／障害及び難病／保育・子育て支援・児童健全育成／児童虐待及びDV被害者支援／社会的養護・非行・情緒障害児支援

*社会問題化したテーマ（貧困、児童虐待・保育など）は頻出領域である。母子保健&障害児、保育&健全育成&子育て支援、社会的養護&児童虐待、貧困と一人親家庭の支援での出題もみられる。

III. 国家試験までに押さえておくべきポイント

基本理念、対象者・対象機関等の定義、制度の概要、主要な法改正をまとめておく。類似する名称の制度（〇〇手当、〇〇ソーシャルワーカー）などを整理し、それぞれの違いを把握しておく。

- ・法律における子どもの年齢、対象者等の原則の理解
- ・近年の数値データの理解（保育所、児童虐待など）
- ・児童福祉の歴史→人名・施設名と領域
- ・サービスの基本事項（どの部署が担当か、対応としてできること／できない事）
- ・事例では、相談援助の知識や対応を問われているのではなく、その子どもや保護者に対しどの制度や支援が最も適切か、について適切な制度や対応を複数の中から選択できるか、が問われることに留意する。

1. 児童福祉の理念・定義

1924 年 児童の権利に関するジュネーブ宣言

1951(昭和 26)年 児童憲章（日本独自）

1959 年 児童の権利に関する宣言

1979 年 国際児童年

1989 年 児童の権利に関する条約 *「児童」は 18 歳未満のすべてのもの

**児童の最善の利益／父母の責任、権利、義務／意見を表明する権利／思想・良心・宗教の自由についての権利／等が示され、子どもが受動的権利（義務を負う側からの保護や援助により効力をもつ権利）のみならず能動的権利（権利を行使する主体としてもつ権利）をもつことを明確に示した。日本は 1994(平成 6)年に批准。*

◆児童福祉法 1947(昭和 22)年 *2016(平成 28)年に改正「児童の権利に関する条約の～が追加」

第 1 条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

<対象>

- 「児童」：原則として18歳に満たないもの
- 「乳児」：満1歳に満たないもの
- 「幼児」：満1歳から、小学校就学の始期に達するまでのもの
- 「少年」：小学校就学の始期から満18歳に達するもの
- 「妊産婦」：妊娠中または出産後1年以内の女子
- 「保護者」：親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの

2. 児童福祉の歴史的変遷

<各領域における子ども家庭福祉施設と発展>

児童養護	1872(明治5)年 横浜の慈仁堂、 1874(明治7)年 長崎の浦上養育院（カトリック教徒） 1879(明治12)年 福田会育児院（仏教徒、堕胎拉殺防止、棄児の救済） 1887(明治20)年 岡山孤児院（石井十次：無制限収容主義、小舎制、里親制度） 1890(明治23)年 博愛社（小橋勝之助）
非行犯罪	1883(明治16)年 神道祈祷所（大阪 池上雪江：不良少年を保護） 1885(明治18)年 私立予備感化院（高瀬真卿） 1899(明治32)年 家庭学校 留岡幸助：良い環境と教育を与える感化教育を重視 →1900(明治33)年 感化法につながった
保育	1890(明治23)年 新潟市 わが国最初の託児所「私立静修学校」（赤沢鐘美） 1894(明治27)年 東京深川 大日本紡績株式会社内に企業託児所開設 1900(明治33)年 二葉幼稚園（東京四谷のスラム街）（野口幽香、斉藤（森島）峰）
障害児	1878(明治11)年 京都盲啞院 1880(明治13)年 東京樂善会施設 東京訓盲院 1890(明治23)年 小学校令 盲・聾啞児の教育制度化 1891(明治24)年 孤女学院・滝乃川学園（石井亮一） 1921(大正10)年 肢体不自由児施設「クリュッペルハイム柏学園」（柏倉松蔵） 1932(昭和7)年 光明学園／1942(昭和17)年 整肢療護園（高木憲次） 1946(昭和21)年 近江学園、重度心身障害児施設 1963(昭和38)年びわこ学園（糸賀一雄） （この子らを世の光に～個人の福祉が保障されることこそが社会福祉である、と説いた）

◆諸外国の児童福祉の発展の歩み

- ・アメリカ：1909年 第1回ホワイトハウス会議（ルーズベルト大統領）、1935年 社会保障法など
- ・イギリス：1601年 エリザベス救貧法：貧民を労働能力で分けた。児童も救済対象&労働強制
1870年 バーナードホーム：小舎制・里親制度→石井十次に影響を与える
1942年 ベヴァリッジ報告書（ゆりかごから墓場まで）
1946年 カーチス報告書：里親による養護、小規模施設における養護の重視を提言

3. 児童福祉に関わる専門機関および専門職、実施の体制

- ・都道府県・指定都市等：児童福祉施設の認可・指導監督、児童相談所、福祉事務所、保健所の設置運営
- ・市町村：対応業務が拡大：虐待通告対応（2004(平成16)年）、母子保健（2008(平成20)年）など。
- ・児童福祉審議会：都道府県・指定都市⇒設置義務／市町村（特別区を含む）⇒設置できる
- ・児童相談所：各都道府県及び指定都市・中核市に設置義務
(2016(平成28)年 児童福祉法改正：特別区も設置可能に)

子どもの関する各般の問題について家庭その他からの相談、調査・判定、一時保護など

- ・福祉事務所：家庭児童相談室を設置できる。助産、母子保護、身体障害児の補装具の交付・修理の申請受理
- ・児童家庭支援センター：1997(平成9)年の児童福祉法改正で創設。児童家庭、地域住民その他への相談援助、児童相談所長や都道府県の委託による児童および保護者に対する指導、関係団体との連絡調整等

・児童委員・主任児童委員

児童委員	厚生労働大臣により委嘱をうけた民間の無償の奉仕者。民生委員も兼ねる。 担当区域内の児童家庭及び妊産婦の指導、援助。社会福祉主事、児童福祉司の職務に協力。 住民による福祉事務所や児童相談所への要保護児童の通告の仲介機関。
主任児童委員	大臣が児童委員から指名をうけ、地域全体の児童福祉に関する事項を担当。担当区域を持たず、区域を担当する児童委員、機関との連絡調整、児童委員の活動への援助・協力

4. 各領域における現状及び制度・サービスの実際

1) 子ども、ひとり親世帯の貧困と福祉サービス

◆相対的貧困率：子どもの貧困率は：13.9%、ひとり親世帯：51%（2016(平成28)年 国民生活基礎調査）

①子どもの貧困

子どもの貧困対策の推進に関する法律：2013(平成25)年制定 （2019(令和元)年改正：市町村も対策計画策定の努力義務）

「貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする」

- ・必要な法制上又は財政上の措置その他の措置、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表／子どもの貧困対策に関する大綱／都道府県による子どもの貧困対策計画策定／教育の支援／生活の支援／保護者への就労支援／経済的支援／調査研究／政府による子どもの貧困対策大綱策定

②ひとり親家庭の福祉施策

＜ひとり親家庭の実情＞

	母子家庭	父子家庭
世帯数（推計値）	1 2 3. 8 万世帯	2 2. 3 万世帯
ひとり親世帯になった理由	離婚 80.8%／死別 7.5%	離婚 74.3%／死別 16.8%
就業状況	8 0. 6 %	9 1. 3 %
正規の職員・従業員	3 9. 4 %	6 7. 2 %
パート・アルバイト等	4 7. 4 %	8. 0 %
平均年間収入（母又は父自身）	2 2 3 万円	3 8 0 万円
養育費の取り決めをしている	約 3 8 %	約 1 8 %

出所：「ひとり親家庭等の支援について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課
平成29年1月 www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/shien.pdf より抜粋・作成

◆母子及び父子並びに寡婦福祉法（当初は母子及び寡婦福祉法（1964(昭和39)年）＊児童＝20歳未満

＊「配偶者のない女子」→離婚のみならず生死不明、配偶者からの遺棄なども含む。

- ・母子家庭等自立支援対策大綱（2002(平成14)年）

就労支援、養育費確保、経済的支援体制の整備、国・地方公共団体による総合的な自立支援体制の整備

- ・母子及び寡婦福祉法の改正（2002(平成14)年）

父子家庭も対象へ／母子相談員→母子自立支援員／雇用促進／母子家庭自立支援給付金」の規定（都道府県）／厚生労働大臣は基本方針、都道府県は「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を策定する

⇒「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針

（2003(平成15)年/2008(平成20)年）（5年間）

- ・「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」（2012(平成24)年）父子家庭も対象。

母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法が一部改正（2014(平成26)年）

⇒「母子及び父子並びに寡婦福祉法」へ改称

& 「父子福祉資金制度」創設「母子・父子福祉団体」へ改称

◆経済的支援

- ・児童扶養手当（児童扶養手当法 1961(昭和 36)年）（父子家庭⇒2010(平成 22)年～）
父または母と生計を同じくしていない児童の家庭の生活安定と自立促進に寄与するため、父母が婚姻を解消した児童、父が障害の状態にあり児童等を養育する母等に支給。
－母等が公的年金給付を受けることができる場合等は、手当は支給されない
－父親からの養育費の 80%が所得として取り扱われる
- ・母子福祉資金・父子福祉資金（2014(平成 26)年～）・寡婦福祉資金：12 種類。

◆就業支援

- ・母子家庭自立支援給付金事業・父子家庭自立支援給付金事業
①自立支援教育訓練給付金事業 ②高等職業訓練促進給付金事業
2015(平成 27)年 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を創設

◆子育て支援：生活支援：母子・父子自立支援員による支援

- ・ひとり親家庭生活支援事業（家庭生活支援員の派遣）、保育所優先入所、子育て短期支援事業（短期入所生活援助：ショートステイ／夜間養護等（トワイライトステイ）事業）
- ・母子生活支援施設入所による支援／養育費の確保：養育費相談支援センター（2007(平成 19)年）など
- ・2011(平成 23)年 民法改正：離婚後の子どもの面会交流、養育費負担への支援の記載が追記

2）母子保健・障害及び難病

◆近年：妊産婦・乳児の死亡率は減少。15～19 歳の自殺（死因 1 位）、不慮の事故（同 2 位）は減少せず。

◆母子保健法（1965(昭和 40)年）

目的：母性ならびに乳幼児の健康の保持、増進を図る。（母子保健法第 1 条）

1997(平成 9)年～母子保健サービスの提供は市町村に一元化、市町村保健センター（保健福祉センターなど）を設置。健康相談、保健指導、健康診査などを実施。未熟児訪問指導及び養育医療→2013(平成 25)年～市町村実施へ

◆健康診査と保健指導：市町村の保健センター、公民館：集団検診&一般病院：個別健診

健康診査	妊産婦健康診査	流・早産や妊娠中毒症、低出生体重出産などの予防、妊婦の健康管理支援。 2009 年度以降は原則として 14 回まで無料（市町村で異なる）
	乳児健康診査	各種の疾病、発達の遅れ、視聴覚異常等の発見、適切な事後指導
	1 歳 6 ヶ月・3 歳児健康診査	身体発育、歩行、言語、その他保健指導
	就学時（学校保健法）健康診査	小学校入学前年 11 月までの市町村教育委員会が実施。子どもの心身障害や疾病の発見、就学指導（通常学校、特別支援学校／学級への就学を決定）
指導	保健指導	異常の発見／育児相談／電話相談／子育てサークルへの支援等
	妊産婦訪問指導	対象：初回妊婦、高年初妊婦（一般には 35 歳以上が多い）、妊娠中に異常があったもの、妊娠・分娩及び産褥期に悪影響を及ぼす可能性のある疾患・障害をもつ者、その既往症がある者、流・早・死産の既往のある者、未熟児や異常のある児の出産歴をもつ者、社会面、経済面、生活環境に深刻な問題をもつ者
	新生児訪問指導	全ての新生児が対象地域もあるが、多くは初回の乳児・必要に応じて
	未熟児訪問指導	低出生体重児（2500g 未満）の届け出に基づき、家庭を訪問。

◆保健・医療

- ・母子健康手帳：妊娠確定後市町村に届け出→交付
- ・未熟児養育医療：2013(平成 25)年～市町村が実施。医療を要する未熟児に対する医療の給付、医療費の支弁（母子保健法）。出生体重 2,000 g 以下、周産期に重症な合併症をもった乳児の医療が対象。

- ・自立支援医療（育成医療）：身体に障害のある18歳未満の児童に対し、医療または費用を給付
2006(平成18)年～自立支援医療へ。負担の激変緩和の経過措置有り。
- ・小児慢性特定疾病医療費：小児慢性特定疾病医療費の支給(2014(平成26)年 児童福祉法改正により追記)
- ・新生児マススクリーニング：新生児期での代謝異常の発見のための集団検査。対象疾患の医療費の自己負担分の公費給付
- ・産科医療補償制度：分娩の際の重度脳性麻痺の赤ちゃんへの補償&再発防止のための分析。病院が加入
- ・利用者支援事業（母子保健型）：子育て世代包括支援センターで、保健師・SWが継続的に支援
- ・助産施設：経済的な理由で入院助産を受け入れられない妊産婦を入所させて助産を受けさせる
- ・健やか親子21（2000(平成12)年：母子保健の国民運動計画）

→2015(平成27)年～健やか親子21（第2次）へ

「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策」「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策」「子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり」

重点課題：育てにくさを感じる親に寄り添う支援／妊娠期からの児童虐待予防対策

3) 障害・難病のある子どもと家族への支援

2005 (平成17)年	障害者自立支援法：市町村が実施主体へ再編
2010 (平成22)年	障害児相談支援事業の創設、障害児入所施設（都道府県）&児童発達支援センター（市町村）に一元化 障害者自立支援法・児童福祉法の改正⇒応能負担、相談支援強化、定義に発達障害が追加
2012 (平成24)年	障害者総合支援法に名称改正→ <u>児童福祉法改正で障害に難病が追加</u> 児童福祉法改正⇒ 児童発達支援センター事業の制度化、サービス決定権限が市町村へ、障害者通所支援の法定化 子ども・子育て支援法 ・障害児等が教育・保育を受けられるよう市町村子ども・子育て支援事業計画に記載 ・教育・保育利用における手続きの際の配慮・入所応諾義務 ・障害児を受け入れる施設への療育支援加算 ・地域子ども・子育て支援事業における障害児対応、職員加算、財政支援など
2013 (平成25)年	障害者総合支援法：自立支援給付により介護給付、自立支援医療、補装具費の支給

◆経済的支援：特別児童扶養手当：特別児童扶養手当法 *施設入所中は受給不可

- ・精神又は身体に障害を有する児童 → 特別児童扶養手当
 - ・精神又は心身に重度の障害を有する児童 → 障害児福祉手当
 - ・精神又は身体に著しく重度の障害を有するもの → 特別障害者手当
- 難病の子どもの支援に関する制度：小児慢性特定疾病医療費：20歳未満

4) 保育・子育て支援・児童健全育成

①保育の実施体制

- ・対象：保護者が労働、疾病等で日中養育できない＝「保育に欠ける」おおむね小学校低学年までの児童
保育所入所基準：保護者の労働、疾病など6項目(就労・介護・障害など)+求職・虐待が追加
- ・保育の利用方式
市町村が認定→1号(教育標準時間認定：幼稚園・認定こども園)、2号(満3歳以上の保育認定：保育園・認定こども園)、3号(満3歳未満の保育認定：保育園・認定こども園)。
支払い：保護者は所得に応じ支払い。
契約：私立保育所→市町村／認定こども園、幼稚園、公立保育所、地域型保育→施設・事業者

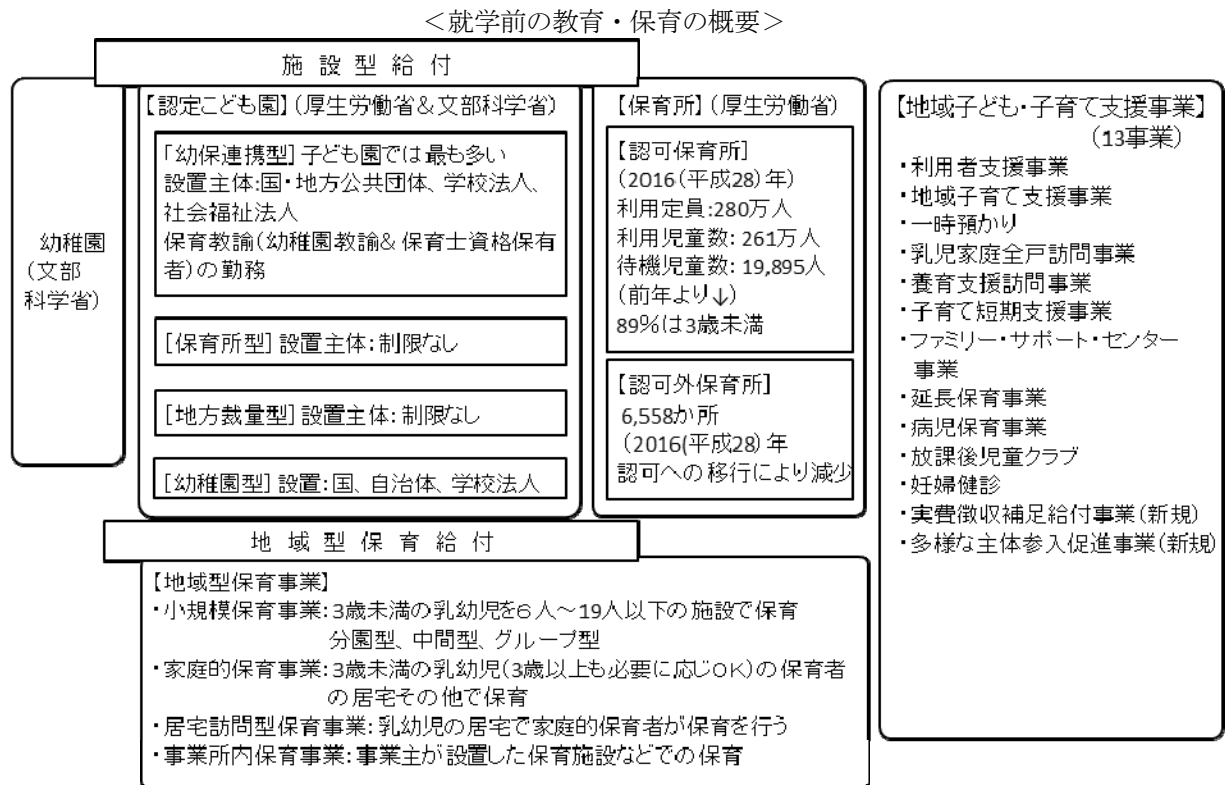
＊都道府県・市町村→子ども・子育て会議にあたる審議会の設置&子ども・子育て支援計画を策定
保育サービスの不足地域では民間業者でも基準を満たせばすべて認可

◆認可保育所

- ・設置：地方公共団体、社会福祉法人、宗教法人、学校法人、NPO、その他の企業も OK。
規制緩和（2000(平成 12)年、2006(平成 18)年）定員 60 名（小規模は 20 名～）へ
- ・設備・運営⇒児童福祉施設最低基準 ・耐火建築物、避難設備、幼児の転落防止設備等の設置義務。
- ・保育時間：1 日につき 8 時間を原則、開所時間は 11 時間
- ・運営費：私立⇒国が 2 分の 1、都道府県が 4 分の 1 / 公立⇒一般財源化
(公費負担分は市町村(2004(平成 16)年))

◆子ども・子育て支援法における保育・教育の基本構造

- ・「子ども・子育て支援給付」を創設して市町村で一元化。
「子どものための現金給付」(＝児童手当) & 「子どものための教育・保育給付」
- ・財政負担・所管
施設型給付・地域型保育給付⇒国が 2 分の 1、都道府県&市町村が各 2 分の 1
子ども・子育て支援法&認定こども園法⇒内閣府、厚生労働省、文部科学省、内閣府に担当大臣。



出所：子ども・子育て支援新制度の概要を参考に作成
https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2015/27webhonpen/html/b1_s2-2.html

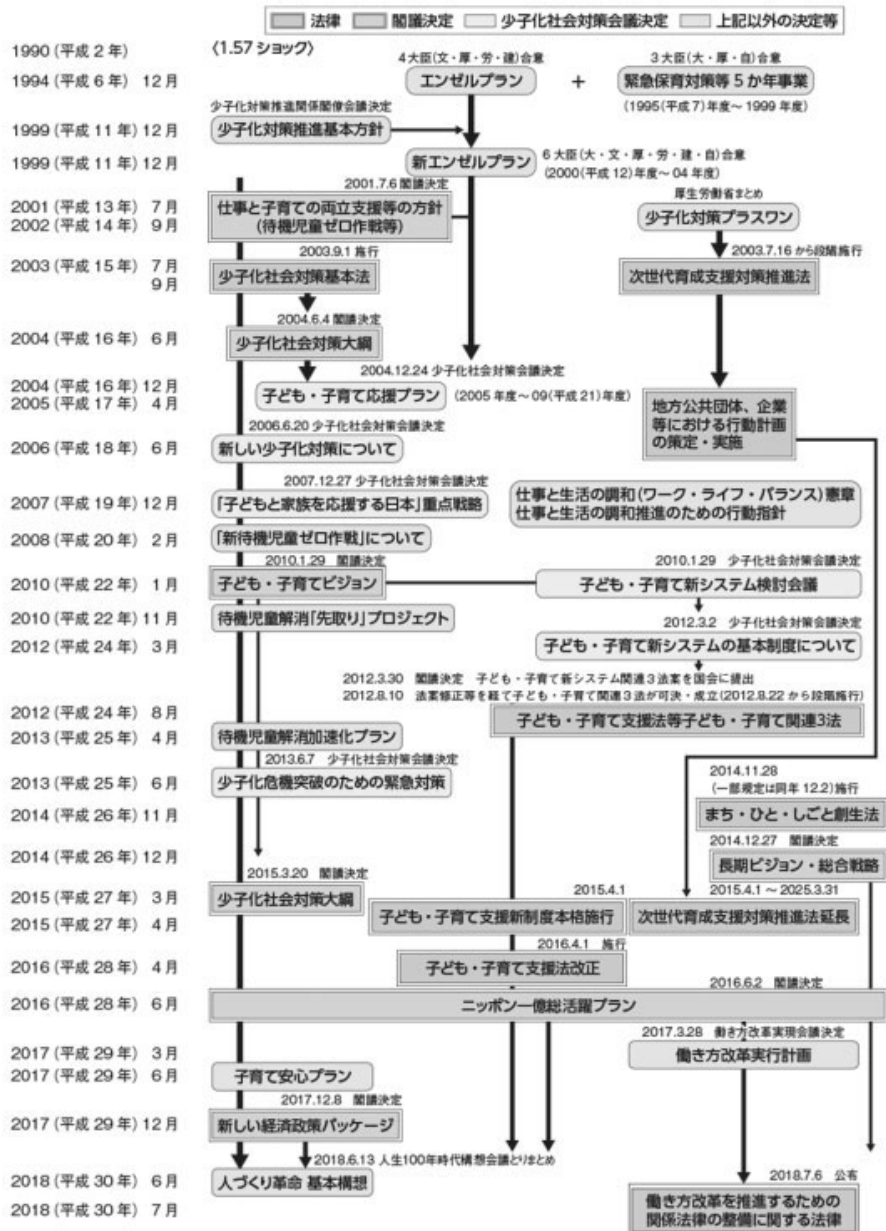
◆待機児童対策と人材確保

・賃貸方式・国有地の活用／保育士確保（保育士確保プラン：2015(平成 27)年）・キャリアアップの仕組みづくり／小規模保育事業などの運営費補助／認可を目指す認可外保育施設への支援／事業所内保育施設への支援

②地域子ども・子育て支援事業

◆利用者支援事業：専任職員が子どもや子育て家庭が自らの選択に基づいて支援を活用できるようにサポートを行う。利用者支援・地域連携の 2 事業で、①基本型②特定型③母子保健型がある

＜地域子育て支援の展開と基本視点＞



[2005 (平成 17 年)]
史上最低の
合計特殊出生率
: 1.25

[2017 (平成 29 年)]
出生数: 94 万 6 千人
合計特殊出生率
: 1.43
育児休業取得率
女性: 83.1%
男性: 5.1%

出所: 内閣府 令和元年版 少子化社会対策白書 <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2019/r01webhonpen/index.html>

◆地域子育て支援拠点事業: 子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進。

一般型 (公共施設や空き店舗などで週 3 日、1 日 5 時間以上)

連携型 (児童福祉施設などで実施。児童館・児童センターなどで週 3 日・1 日 3 時間以上実施)

③児童健全育成

- ・児童厚生施設: 児童福祉法に規定された児童福祉施設で、児童館 (屋内) & 児童遊園 (屋外) がある
- ・放課後児童健全育成事業 (地域子ども・子育て支援事業の放課後児童クラブ)

小学校就学児で保護者が自宅にいないものが対象。実施主体は市町村、社会福祉法人他。

開所: 年間 250 日以上、平日は 3 時間、休日は 8 時間開所。学校余裕教室、専用施設、児童館等で実施
「放課後こども総合プラン」→2020 (令和 2) 年までにさらに 30 万人分整備、8 割は放課後こども教室との一体型。

- ・児童手当制度: 児童手当法 (1971 (昭和 46) 年) * 施設入所時も可

0～3 歳: 15,000 円 / 3 歳～小学校修了: 第 1～2 子は 10,000 円、第 3 子以降 15,000 円 / 中学生一律 10,000 円。所得制限以上 ⇒ 一律 5,000 円。

- ・親権喪失・親権停止：親の親権濫用、著しく不行跡と認められる場合、児童相談所長は家庭裁判所に対し「親権喪失の宣言請求」を行うことができる
 ＊2012(平成 24)年 民法・児童福祉法改正：最長 2 年の親権停止。親権喪失宣告請求は本人、未成年後見人も可
- ・関係機関とのネットワーク：2004(平成 16)年 要保護児童対策地域協議会創設
 →保健、医療、福祉、教育、警察、司法等の関係機関団体が一同に会し、情報交換・処遇検討を行う。

◆虐待の発生予防

- ・乳児家庭全戸訪問事業（2008(平成 20)年） 以前はこんにちは赤ちゃん事業（2007(平成 19)年）
 →生後 4 ヶ月未満の子どもがいるすべての家庭を保健師・助産師・看護師・保育士などが訪問
- ・養育支援訪問事業（2009(平成 21)年）：養育支援が必要と思われる家庭に対し保健師・助産師・看護師・保育士などが専門的相談支援、育児・家事援助を行う

6) 子どもと家庭にかかわる女性福祉

- ・婦人相談所：各都道府県に 1 か所。各種相談、医学的・心理学的・職能的判定。一時保護所設置義務。
- ・婦人相談員：都道府県が委嘱する任意設置の非常勤。全国で 1,348 人。
- ・婦人保護施設：婦人相談所長の行う保護の決定に基づく（本人の申し出か同意必要）生活型施設

◆ドメスティック・バイオレンス：夫・恋人など親密な関係にある男性からの女性に対する暴力

- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の制定（2001(平成 13)年）
 対象：「配偶者」は事実婚も含む。男女問わず対象。2013(平成 25)年 法改正：交際相手も対象
- ・配偶者暴力相談支援センター：身体暴力に限定せず
 相談及び相談員や相談機関の紹介／カウンセリング／一時保護／就業支援／住宅確保など
 保護命令（身体的暴力・生命などへの脅迫のみ） 2007(平成 19)年改正法：電話など禁止命令
 ①接近禁止命令：被害者の申立により 6 か月の本人、子どもへの付きまといなどの禁止
 ②退去命令：被害者と共に生活の本拠としている住居から退去(2 か月)
- ・国→基本方針／都道府県→基本計画策定を義務。2007(平成 19)年：市町村も策定（努力義務）

7) 社会的養護・非行・情緒障害児支援

<社会的養護の現状>

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(必要のある場合は幼児を含む)を入院させて養育し、かつ退院した者に援助を行う	保護者のない児童(必要のある場合には乳児を含む)、虐待されている児童その他養護を要する児童を養護し、かつ退所児童への援助を行う	軽度の情緒障害を有する児童を短期間、入所させ、又は通わせ、その情緒障害を治し、かつ退所した者に援助を行う	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童、家庭環境その他の理由で生活指導等を要する児童を入所、又は通わせ、必要な指導、自立支援、および退所者への援助を行う	配偶者の女子又は準ずる事情にある女性と子どもに対し自立支援、生活支援等を行う	義務教育終了後、児童養護施設、児童自立支援施設等を退所したが、自立が困難な児童等に対し、就職支援、日常生活での相談などの自立支援を行う
施設数	140	605	46	58	227	154

種類	養育里親（最も多い）・専門里親／親族里親／養子縁組里親
登録・委託状況	登録里親：11,730 世帯／委託里親：4,245 世帯、委託児童数：5,424 人
ファミリーホーム	2 人の養育者（夫婦）及び 1 人以上の補助者。5～6 人の子どもを養育 ホーム数：347 か所、委託児童数：1434 人

＜児童福祉法等の改正＞

1997 (平成 9) 年	自立支援の観点の導入と施設名称、施設形態の見直し 情緒障害児短期治療施設（現児童心理治療施設）の年齢制限が撤廃
2004 (平成 16) 年	乳児院入所が小学校就学まで延長／児童養護施設への入所が 0 歳児から可能 施設退所者へのアフターケア／里親の定義の規定&里親の監護権、教育権、懲戒権が明確化。児童相談所以外にも市町村も相談の窓口へ。児童相談所はより専門的な対応が必要なケースの対応 全施設に家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）を配置 28 条による施設入所・里親の期間が原則 2 年。この期間を超える場合更新申請。 家庭裁判所は必要に応じ保護者への指導の勧告
2007 (平成 19) 年	保護者の面会・通信などの制限強化、必要ある場合知事が保護者に付きまといの禁止&罰則、保護者への指導の強化
2008 年 (平成 20) 年	里親制度改革、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）設置、 施設内虐待への通告他、児童自立支援事業を 20 歳未満も対象
2011 (平成 23) 年	親権行使が困難→2 年以内の親権停止審判が可能 児童福祉施設最低基準の改正、施設長の資格厳格化、第三者評価、親族里親の見直し
2016 年 (平成 28) 年	被虐待児童の自立支援／親子関係再構築支援／里親委託の推進／養子縁組に関する法定化&支援／18 歳以上の者に対する支援の継続／自立援助ホームの対象者を 22 歳まで拡大／情緒障害児短期治療施設の名称変更等／しつけを名目とした虐待の禁止

◆里親制度

- 2002(平成 14) 年 里親制度の抜本的見直し
- 2004(平成 16) 年 児童福祉法改正：受託中の児童に対する里親の権限の明確化。
- 2008(平成 20) 年 養子縁組里親と養育里親を区別&短期里親の廃止→全 3 種類
里親の研修義務付け、委託児童を 6 人→4 人へ。里親手当増額。
- 2011(平成 23) 年 親族里親の要件見直し（3 親等以内でも養育里親適用あり&研修受講で里親手当支給）
「社会的養護の課題と将来像」里親委託率を 3 割以上へ。里親支援専門相談員の配置など
- 2012(平成 24) 年～里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）：里親委託の推進・里親支援の充実
- 2017(平成 29) 年 「新しい社会的養育ビジョン」さらなる里親委託の増加。年齢ごとの目標値を設定。

◆小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム：第 2 種社会福祉事業）

2 人の養育者（夫婦）及び一人以上の補助者。5～6 人の子どもを養育。

- ◆養子縁組斡旋事業：家庭裁判所の家事裁判により決定（民法）。2006(平成 18)年にガイドライン策定。
児童相談所が登録した里親の中から養子縁組を希望する適当なものに養子縁組をあっせん。

7) 非行児童・情緒障害児への支援

- * 14 歳未満の少年はまず児童相談所で援護。児童相談所所長から送致があった場合家庭裁判所の裁判へ
少年法：少年は 20 歳未満。犯罪少年、触法少年、虞犯少年
- * 家庭裁判所：家庭裁判所調査官が→少年・保護者又は関係者について医学・心理学・教育学・社会学、少年鑑別所の鑑別の結果を活用して調査を行う。
決定：保護観察所の保護観察／児童自立支援施設または児童養護施設送致（児童福祉法）
少年院送致：初等・中等・高等・医療 の 4 種。*2007(平成 19)年～おおむね 12 歳以上より送致可能
- * 全体では少年犯罪件数が漸減傾向にもかかわらず厳罰化傾向。